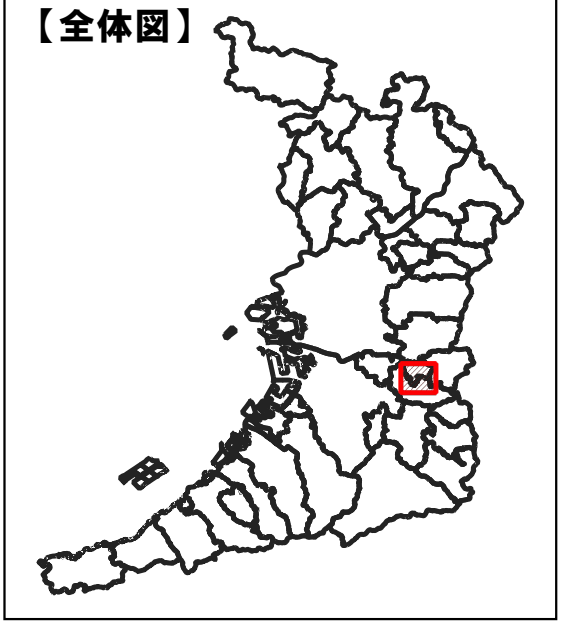


34 羽曳野・藤井寺特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 府道堺大和高田線と国道170号の交点を起点にし、国道170号、府道堺羽曳野線、府道大阪羽曳野線及び府道堺大和高田線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。